昭和60年1月11日

条例第1号

改正 平成4年4月1日条例第19号

令和元年7月4日条例第12号

別表第1

(ア)	対象地域	商業地域又は近隣商業地域の場合			周辺地区の場合
(1)	建築物の対象延べ面積	特定用途に供する部分の床面積と、非特定用途に供する部分の床面積に1/2を乗じて得たものとの 合計の面積			特定用途に供する部分の床面積
(ウ)	建築物の規模	1,000 mื			2,000 m²
(工)	建築物の用途	百貨店その他の店舗の用途	特定用途 (百貨店その他の店舗を除く。)	非特定用途	特定用途
(オ)	駐車施設の規模	150 m²	200 m²	450 m²	200 m²
(カ)	建築物の延べ面積 6,000㎡未満の緩和	$1-rac{1,000 ext{m}^2 imes(6,000 ext{m}^2- imes - imes $			1 - <u>6,000㎡</u> -延べ面積) 2×延べ面積

^{※(}イ)項の床面積、(エ)項の用途の床面積の合計、(カ)項の延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の床面積の合計を除く。🛛